



平成 12・01・05 資第 2 号

平成 1 2 年 9 月 2 8 日

株式会社ユービーイーパワーセンター

代表取締役社長 宮本 浩一郎 殿

通商産業大臣 平沼 赳夫

株式会社ユービーイーパワーセンターユービーイーパワーセンター発電設備に係る環境影響評価準備書に対する勧告について

平成 1 2 年 1 月 5 日付けで提出のあったユービーイーパワーセンター発電設備に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、電気事業法第 4 6 条の 1 4 第 1 項の規定により審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。また、環境影響評価法第 2 0 条第 1 項の規定に基づく山口県知事からの意見は、別紙のとおりである。

記

提出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で環境影響評価法第 2 0 条第 1 項の規定に基づく県知事の意見を勘案し、電気事業法第 4 6 条の 1 2 の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての見解に配慮するとともに、電気事業法第 4 6 条の 1 4 第 2 項の規定に基づき環境庁長官意見を聴いて審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされていることを確保するため、以下に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

1. 石炭及びオイルコークスの燃焼に伴い発生する可能性がある重金属等の微量物質については、運転開始直後及び使用燃料の性状に大幅な変更があった場合、発生源での監視を行うとともに、関係機関と協力しつつ環境監視を行うこと。また、このことを記載すること。
2. 大気環境及び水環境への環境負荷について、設備の適切な維持管理を行うことにより抑制に努めること。また、二酸化炭素排出量について、宇部興産株式会社宇部地区工場全体を含めて適切な数値目標を定め、抑制に努めることを記載すること。

3. 温排水の拡散予測計算の条件となる塩分濃度等を事後調査の項目に追加し、必要に応じて実測値に基づく再現計算を行い、予測結果の妥当性を検証すること。また、このことを記載すること。
4. 温排水が海生生物に与える影響について、施設稼働後において一定期間の環境監視を実施するとともに、必要に応じて適切な措置を講ずること。また、このことを記載すること。
5. 付着生物防止剤について、海生生物への無影響濃度を既存の試験結果により把握し評価すること。また、このことを記載すること。
6. 建設工事に伴い発生する掘削残土を事業地外に搬出する際には、掘削残土中の有害物質の有無及び含有量を把握し適切に処分すること。また、このことを記載すること。